

令和4年3月2日

報道機関 各位

「ウクライナ人道危機救援金」の受付について

ウクライナでは、各地で激化した戦闘により、インフラ被害や死傷者が発生しており、多くの方々が、周辺国（ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、ロシア等）へ避難をしている状況です。

日本赤十字社では、国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、ウクライナ赤十字社が実施するウクライナ国内及び周辺国への救援活動を支援するため、下記により救援金（名称「ウクライナ人道危機救援金」）の受付を行うこととしました。

つきましては、貴報道機関を通じて香川県民の皆さまにご周知賜りますよう、何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 名称 ウクライナ人道危機救援金

2 受付期間 令和4年3月2日（水）～令和4年5月31日（火）

3 受付場所

①直接お持ちになる場合

日本赤十字社香川県支部

〒760-0017 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター5階

TEL：087-861-4618

<受付時間 8:30～17:10（平日）>

②銀行振込をされる場合

取扱口座

百十四銀行 本店営業部 普通預金 0562968

香川銀行 本店営業部 普通預金 1816914

口座名義「災害義援金日本赤十字社香川県支部長 浜田 恵造」

※百十四銀行及び香川銀行の本店・各支店窓口に設置してある日赤災害義援金・救援金専用振込用紙をご利用の場合、振込手数料は免除されます。

※振込用紙の寄付の名称欄に「ウクライナ人道危機救援金」とご記入ください。

③郵便振替をされる場合

口座記号番号 00110-2-5606

口座加入者名 「日本赤十字社」

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

※払込取扱票の通信欄に「ウクライナ人道危機」とご記入ください。

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄附金に該当します。

なお、本救援金については、個人住民税に係る寄附金控除の対象となりません。

《連絡先》

日本赤十字社香川県支部 総務課 砂子（すなご）

高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター5階

TEL：087-861-4618